

看護職員派遣に関する要領

1. 目的

専門・認定看護師等の看護職の人材を各病院・診療所・施設に個別に派遣し、現場の実情やニーズに沿った研修を行うことで、幡多地域の医療・福祉で働く職員の質の向上に貢献する。

2. 派遣講師

高知県立幡多けんみん病院に勤務する専門看護師、認定看護師

3. 対象

幡多地域内の病院、診療所、介護保健・福祉関係施設に勤務する職員

4. 実施方法

1) 申し込み方法

(1) 病院・診療所・施設から看護部長に、下記の方法で内容や日程参加人数等の研修の概要を申し込む。 電話 (0880-66-2222)

(2) 看護部長が講師の勤務調整が可能か確認を行い、応諾を得られれば、病院・診療所・施設側と日時や内容を最終調整する。調整ができれば、幡多けんみん病院長、職員宛の講師依頼文の送付を依頼する。

(3) 研修の内容などの調整は、病院・診療所・施設が直接講師と連絡を取ってもらえるよう、連絡方法をお知らせする。

(4) 費用

病院・診療所・施設の施設側の規定に準じ、謝金・交通費相当分を、幡多けんみん病院に振り込んでいただく。

2) 注意事項

【研修日時について】

①研修日は、交代勤務をしている講師との日程調整の関係上、概ね、申告日から2～3ヶ月程度先を想定し、特に直近で〇月〇日のように日時を指定しての申し込みは避ける。

②原則、研修実施期間は9時から20時の間とし、最終開始時刻は18時とする。研修時間は、概ね90分間以内とする。

平成 31 年 3 月 26 日 作成

平成 31 年 4 月 1 日 施行